

加入の種別を 確認しましょう 被保険者の種類

国民年金の加入者のことを「被保険者」といい、職業等により三つの種類に分かれています。自分は第何号被保険者なのか知っておきましょう。



第1号被保険者

加入する人：20歳以上60歳未満の自営業者や学生・無職の人など

保険料：令和7年度定額保険料額は**月額17,510円**です。納め方についてくわしくは3ページをご覧ください。保険料は納付書などにより納めます

受けられる年金：国民年金（基礎年金）



第2号被保険者

加入する人：会社員・公務員など

*短時間労働者（パート等）も一定の条件を満たす場合は対象となります。

保険料：厚生年金の保険料が給料などから差し引かれています。国民年金保険料を別に納める必要はありません

受けられる年金：厚生年金+国民年金（基礎年金）

※共済年金は、平成27年10月から厚生年金に一元化されました。



第3号被保険者

加入する人：第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人★

保険料：自分で納める必要はありませんが、配偶者の勤務先へ第3号被保険者の届け出が必要です

受けられる年金：国民年金（基礎年金）

★国内に住所を有する人(例外あり)

希望により加入できます（任意加入）

◆国内に住んでいる60歳以上65歳未満の人

※年金額を満額に近づけたい人や、年金の受給資格が足りない人。

※昭和40年4月1日以前に生まれた人で老齢基礎年金を受給できない人は、70歳未満で受給資格を満たすまで加入できます。（令和11年度までの時限措置）

◆海外に在住する日本人で20歳以上65歳未満の人

◆国内に住んでいる60歳未満の老齢（退職）年金受給権者